

# 見積参考資料（単価・施工歩掛）の公開に関する実施要領

## 1. 主旨

見積徴収（特別調査を含む）により決定した単価、施工歩掛を入札公告時点等に公開し、入札における透明性、公平性の向上を図る。

## 2. 対象工事

本市発注の入札に係る全ての工事

## 3. 公開方法

- ・各課所が見積等により決定した単価及び施工歩掛は、入札公告及び入札通知時に「見積参考資料」として公開する。
- ・都市計画課設計技術管理室及び企業総務課検査員室が徴収し決定した単価及び施工歩掛は市ホームページ等にて公開する。

### 各課所での公開内容

#### （1）単価

- ・見積等により決定した単価を公開する。
- ・建設物価、積算資料、土木コスト情報、土木施工単価、建築コスト情報、建築施工単価等により決定した単価は、出典のみ公開することとし、見積参考資料には「公開不可（物価資料）」と記載する。

#### （2）施工歩掛

- ・見積により決定した施工歩掛を公開する。
- ・協会資料等により決定した施工歩掛は出典のみ公開する。
- ・国や県の積算基準関係の施工歩掛は公開しない。

## 4. その他

- ・見積業者名、個別の見積単価、掛け率は非公開とする。
- ・見積先から公開不可を条件として回答された単価が決定単価となる場合は、単価は公開せず、「公開不可（見積先の意向）」と記載する。

## 附則

令和5年6月1日以降の入札公告や入札通知を行う工事に適用する。